

# 埋設施設設置に関する技術専門委員会について

独立行政法人 日本原子力研究開発機構  
埋設事業推進センター

# はじめに

- 埋設施設を立地する地点の選定については、  
「埋設処分業務の実施に関する計画(実施計画)」(認可;平成21年11月13日)  
において、
  - 立地基準及び立地手順を策定し、実施計画の変更の認可を受けて、  
これを公表する
  - 立地基準及び立地手順の検討においては、外部有識者の意見を  
聴取するなど十分な客観性を確保する  
こととしている。
  
- このため、技術専門委員会を設け、立地基準等の案を取りまとめる。

# 埋設施設設置に関する技術専門委員会の役割

- 埋設施設設置に関する技術専門委員会は、実施計画に基づき、埋設施設の設置基準、設置手順に関する事項について、原子力関連施設設置の先行事例等を分析整理し、これに基づいて、埋設施設の設置の基準等の技術的事項を検討し、報告書として取りまとめる。
- 原子力機構は、埋設施設設置に関する技術専門委員会における検討結果を、平成23年度に予定している実施計画の変更認可申請へ反映する。

## 埋設施設設置に関する技術専門委員会の運営

- (1) 委員会は委員長及び委員をもって組織する。
- (2) 委員長及び委員は、原子力機構の役職員及び埋設施設設置に関する専門的な知見を有する機構外の有識者。
- (3) 外部有識者の分野は、安全確保、環境保全、地域、コミュニケーションとする。
- (4) 委員長及び委員の任期は、2年以内とする。ただし再任を妨げない。
- (5) 委員会は、委員長が召集する。
- (6) 委員会は、非公開で開催する。
- (7) 委員会資料は、議事録を含めて原則、公開する。  
(原子力機構のホームページに掲載予定。)
- (8) 委員会は必要と認めたときは作業会を置くことができる。

# 「埋設処分業務の実施に関する基本方針」(一部抜粋)【1/3】

(平成20年12月25日、文部科学大臣、経済産業大臣)

## 1.はじめに

### (1)基本方針の位置付け

研究施設等廃棄物について、早急かつ確実な処分事業の実施に向けた社会的な要請が高まっている。

### (2)埋設処分業務を進める際の基本的考え方

#### ○安全の確保

原子力機構は、関係法令を厳に遵守し、関係者に対する十分な教育・訓練の実施をはじめ、事業の安全確保に万全を期する。

#### ○事業の透明性及び信頼の確保

原子力機構は、積極的な情報公開を通じ、事業の透明性及び信頼の確保に努める。

#### ○国民の理解と地域との共生

原子力機構は、事業の意義・目的や、安全確保のための取組について、立地地域住民をはじめとする国民の理解の増進を図るとともに、埋設施設の立地が、立地地域の活性化につながるよう、立地地域との共生に努める。

#### ○発生者による応分の負担と協力

事業に要する費用については、原子力政策大綱で示された「発生者責任の原則」に基づき、発生者は、廃棄物の量や性状等に応じて応分の負担をするとともに、処分事業の円滑な実施に協力する。

#### ○合理的な処分の実施

原子力機構は、安全確保を大前提に、効率的な処分を行うための研究開発を進め、経済性に配慮しつつ合理的な処分の実施に努める。

# 「埋設処分業務の実施に関する基本方針」(一部抜粋)【2/3】

(平成20年12月25日、文部科学大臣、経済産業大臣)

## 3. 埋設施設の設置に関する事項

### (1) 埋設処分地の選定

埋設施設の立地の選定については、手続きの透明性を確保し、公正な選定を行うことを基本とし、原子力機構は、実施計画において、埋設施設の立地の選定に係る手順及び基準を明確に定め、これを公表するとともに、当該手順等に沿って、埋設施設の立地の選定を行う。

原子力機構は、埋設施設の立地の選定に係る基準を定めるに当たっては、原子力安全委員会が作成した「放射性廃棄物埋設施設の安全審査の基本的考え方」(昭和63年3月／平成5年1月、平成13年3月一部改訂)において示された、埋設施設の敷地及びその周辺における自然環境や社会環境等に関する基本的立地条件を踏まえる。さらに、埋設処分業務を円滑に実施する観点から、一定規模の事業用地の確保の容易さ、廃棄体の輸送の利便性等に関する基準についても定める。

原子力機構は、埋設施設の立地について、当該地点の属する地方自治体(市区町村及び都道府県)の了解を得るものとする。

国は、研究施設等廃棄物の処分を推進する立場から、処分事業の実施主体である原子力機構と一体となって、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。

# 「埋設処分業務の実施に関する基本方針」(一部抜粋)【3/3】

(平成20年12月25日、文部科学大臣、経済産業大臣)

## 3. 埋設施設の設置に関する事項(続き)

### (2)立地地域住民及び国民の理解と協力

研究施設等廃棄物の処分事業の円滑な実施のためには、当該事業について、立地地域の住民をはじめ、広く国民の理解を得ることが不可欠である。

国及び原子力機構は、研究施設等廃棄物の処分事業について積極的な情報公開に努めるとともに、発生者の協力も得つつ、広聴・広報活動を充実し、広く国民に対して、事業の意義・目的や、安全性について理解の増進を図る。また、原子力機構は、事業に関する国民の懸念や不安に対して的確に応じられるよう、一元的な相談・情報発信体制を整える。

特に、埋設施設の立地地域の住民に対しては、説明会やシンポジウム等を通じて、安全確保のための取組、埋設施設の立地が自然環境や社会環境に及ぼす影響等について、住民の視点に立って分かりやすく説明する。

### (3) 立地地域との共生

国及び原子力機構は、研究施設等廃棄物の埋設施設が地域と共生し、その立地が、立地地域の持続的な活性化につながるような方策を講じる。その際、事業の実施主体である原子力機構の研究開発能力を活かした方策の可能性についても検討する。また、本処分事業の便益を享受する他の発生者に協力を求めることも考慮する。

# 「埋設処分業務の実施に関する計画」(一部抜粋)【1/3】

(平成21年11月13日認可、独立行政法人日本原子力研究開発機構)

## 第1章 埋設処分業務の実施に関する全体の計画

### 1. 埋設事業を進める際の基本的考え方

#### ○安全の確保

原子力機構は、研究施設等廃棄物の取扱いや埋設事業の実施に係る規制等の法令の遵守を徹底し、従業員に対して十分な教育・訓練を行い、事故の未然防止など、事業の安全確保や周辺環境保全に万全を期する。

#### ○事業の透明性及び信頼の確保

原子力機構は、埋設事業の実施に当たって、事業の進捗状況、埋設施設周辺環境モニタリング結果、事故等の発生状況及びその対応等について積極的な情報発信や情報公開を行うなど、事業の透明性及び信頼の確保に努める。

#### ○国民の理解と地域との共生

原子力機構は、埋設事業の意義・目的や、安全確保のための取組について、国民の理解の増進を図るとともに、埋設施設の立地が、立地地域の活性化につながるよう、立地地域との共生に努める。

#### ○発生者による応分の負担と協力

原子力機構は、原子力政策大綱(平成17年10月11日原子力委員会決定)に示された「発生者責任の原則」に基づき、研究施設等廃棄物を発生させる事業者(集荷や保管を行う事業者を含む。以下「発生者」という。)より廃棄物の量や性状等に応じた支払いを受けるとともに、原子力機構以外の発生者の協力を得て、埋設事業を円滑に進める。

#### ○合理的な処分の実施

原子力機構は、安全確保を大前提に、効率的な処分を行うための研究開発を進め、経済性を考慮した合理的な処分の実施に努める。

# 「埋設処分業務の実施に関する計画」(一部抜粋)【2/3】

(平成21年11月13日認可、独立行政法人日本原子力研究開発機構)

## 第1章 埋設処分業務の実施に関する全体の計画(続き)

### 4. 埋設施設の設置に関する事項

原子力機構は、埋設事業を円滑かつ確実に推進するため、国と一体となって、原子力機構以外の発生者の協力も得つつ、埋設施設の立地のために必要な活動に取り組む。

#### 4.1 立地基準と立地手順の策定

埋設施設を立地する地点の選定については、手続の透明性を確保し、公正な選定を行うことを基本とする。そのため、原子力機構は、埋設施設に係る概念設計を実施し、その結果等に基づいて得られる技術的及び経済的な根拠等を踏まえ、立地基準及び立地手順を策定し、実施計画の変更の認可を受けて、これを公表する。概念設計や立地基準及び立地手順の策定の具体的な実施方法については、第2章に示す。

なお、個別の地点を対象にした活動については、公正な立地選定を行う観点から、立地基準及び立地手順を明確に定めた実施計画の変更の認可を受けた後に着手する。

# 「埋設処分業務の実施に関する計画」(一部抜粋)【3/3】

(平成21年11月13日認可、独立行政法人日本原子力研究開発機構)

## 第2章 当面実施する事項

埋設事業について、原子力機構は、当面以下に記載する事項を集中的に実施する。その結果を実施計画に反映する。

### 2. 立地基準及び立地手順の策定

原子力機構は、1.の概念設計に基づく評価・検討結果等を踏まえ、立地基準及び立地手順を策定する。

なお、個別の地点を対象にした活動については、公正な立地選定を行う観点から、立地基準及び立地手順を策定し、実施計画の変更の認可を受けた後に着手する。

立地基準及び立地手順の検討においては、外部有識者の意見を聴取するなど十分な客観性を確保する。

#### 2.1 立地基準

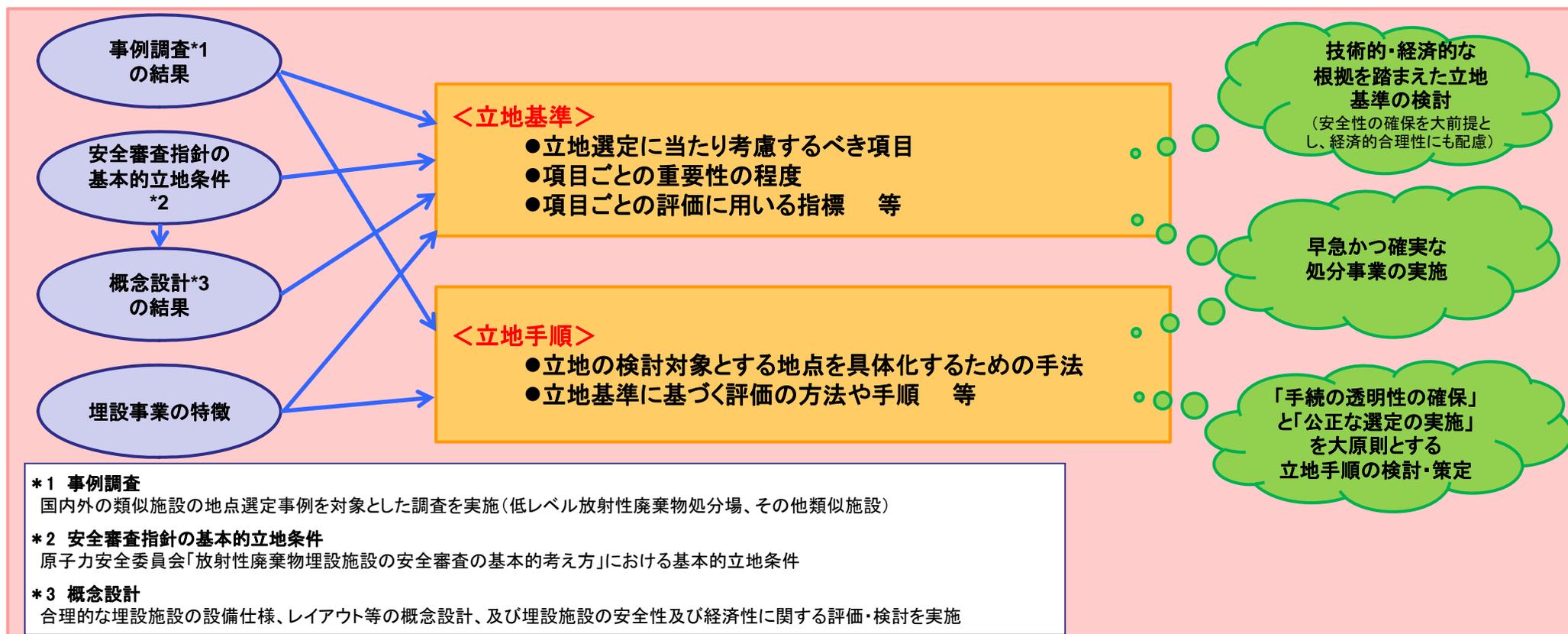
立地する地点において安全性を確保した上で経済的合理性を持った埋設施設の設置ができるよう、原子力機構は、概念設計の結果等に基づき、安全審査指針の基本的立地条件等を踏まえ、立地選定に当たり考慮すべき項目とその重要性の程度や項目ごとの評価に用いる指標を定めた立地基準を策定する。

また、概念設計等の結果に基づいて、地形を踏まえた事業用地の面積等の具体的な基準の策定を行うとともに、埋設事業を円滑に実施する観点から、廃棄体の輸送の利便性等に係る具体的な基準も策定する。

#### 2.2 立地手順

立地手順については、手続の透明性の確保と公正な選定の実施を大原則として、埋設事業の特徴や類似施設の先行事例等を踏まえながら、立地の検討対象とする地点を具体化するための手法、立地基準に基づく評価の方法や手順について検討を行い、これを策定する。

# 立地基準、立地手順の検討・策定について (参考)



**実施計画変更認可**  
(平成23年度を予定)

